



地域振興券

地域振興券の対象者で転入・転出するかたは

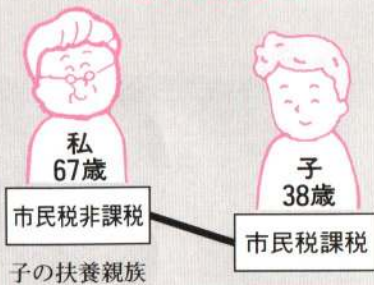
- ① 3月15日以前に転出するかた
 転出先の市町村で地域振興券が交付されます。転出先で申請手続きをしてください。
- ▽ 転出先の市町村に提出するもの
 ・ 未受領証明を記載の転出証明書
 ・ 平成十年の市民税が非課税であることがわかる証明書（非課税要件のあるかたのみ）。また、だれかの扶養親族になっているかたは扶養しているかたの課税証明書（非課税証明書）も必要です。
 ・ 年金証書等（年金の受給者のみ）
- ② 3月16日以降に転出するかた
 大館市で地域振興券が交付されます。大館市で申請手続きをしてください。ただし、大館市内でしか使えません。
- ③ 他市町村から転入されたかた
 （まだ交付を開始していない市町村に限り）
 ▽ 申請に必要なもの
 ・ 前住所の市町村の未受領証明書
 ・ 印鑑
 ・ 本人と確認できるもの
 （保険証、免許証など）
 ※ 一部年金受給者や65歳以上の対象者は次のものも必要です。
 ・ 前住所地で市町村市民税が非課税であることがわかる証明書（非課税要件があるかたのみ）（だれかの扶養親族になっているかたは扶養しているかたの課税証明書（非課税証明書）も必要です）
 ・ 年金証書等（年金の受給者のみ）

地域振興券について質問です

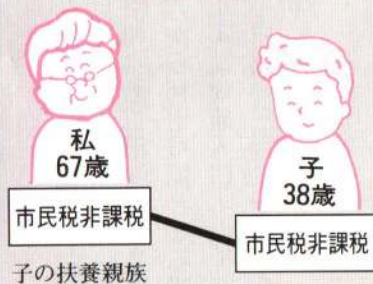
Q1. 私(67歳)は市民税が非課税ですが、子(38歳)の扶養親族です。地域振興券はもらえますか。

A. 次の2通りになります。

× もらえません。

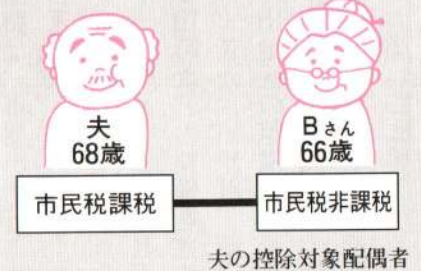


○ もらえます。



Q2. また、友人のBさん(66歳)は市民税が非課税で、夫(68歳)の控除対象配偶者になっています。地域振興券はもらえますか。

A. × もらえません。



お問い合わせ先

大館市地域振興券
 交付事業推進本部
 (市役所第2会議室)
 TEL
 45-1650 (直通)
 49-3111 (内線374)

ポスター



ステッカー



このポスターとステッカーが地域振興券を使えるお店の目印です。